

長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

29 平成26年4月1日において45歳に満たない警察職員のうち、次の各号に掲げる警察職員の区分に応じ当該各号に定める期日において第8条第1項の規定により昇給した警察職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める警察職員を除く。)その他当該警察職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める警察職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(1) 30歳以上45歳未満の警察職員 平成21年1月1日

(2) 30歳に満たない警察職員 平成20年1月1日

30 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている警察職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

31 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている警察職員について準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第28号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第49条の2第4項」を「第49条の3第4項」に改め、同項第5号中「19,000円」を「20,000円」に改め、同項第11号中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

別表第4の1中「第97条の2第1項第3号」の次に「又は第5号」を加え、同表の2中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)の施行の日から施行する。ただし、第9条第1項第5号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

交 通 指 導 課
東 北 信 運 転 免 許 課



長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県飯山北高等学校の項中 「普通科
理数科」 を

「普通科」 に改め、同表の長野県飯山高等学校の項中

「体育科」 を 「自然科学探究科
人文科学探究科」 に改め、同表の長野県下

高井農林高等学校の項中 「緑地環境科
グリーンデザイン科
生物資源科」 を

「グリーンデザイン科」 に改め、同表の長野県軽井沢高等学校

の項中 「普通科
国際文化科」 を 「普通科」 に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高校教育課